# 国民年金の免除申請について

免除制度をご存知ですか?

経済的な理由で、国民年金の保険料を納めることが難しい場合、免除の申請をすることができます。

#### 未納のままにしておくと・・・

将来、年金が受けられなかったり、不慮の事故などで障害を負ったときや、死亡したときに障害年金や 遺族年金の請求ができなくなることがあります。

未納のままにせず、速やかに申請してください。

# 免除申請時期の所得審査

7月から翌年6月までの免除申請は、前年中の所得で判定します。 免除申請は2年1か月前の期間まで、さかのぼって申請できます。

| 申請年度   | 申請期間            | 審查対象所得 |  |
|--------|-----------------|--------|--|
| 平成26年度 | 平成26年7月~平成27年6月 | 平成25年中 |  |
| 平成25年度 | 平成25年7月~平成26年6月 | 平成24年中 |  |
| 平成24年度 | 平成24年7月~平成25年6月 | 平成23年中 |  |
| 平成23年度 | 平成23年7月~平成24年6月 | 平成22年中 |  |

※学生納付特例は4月から翌年3月までの申請は前年中の所得で判定します

# 免除申請のながれ

経済的に納めることができない (平成 26 年度 国民年金保険料 月額 15,250 円)

住民課に申請書を提出してください

日本年金機構が本人・配偶者・世帯主の前年中の所得で審査します

1~2か月後、結果通知が送付されます

※却下になることもあります

# 免除の種類と保険料

所得によって免除の種類(4種類)が決まります。保険料の月額は以下のとおりです。 全額免除…0円、3/4免除…3,810円、半額免除…7,630円、1/4免除…11,400円 ※免除を受けた人は、全額納めるよりも将来受け取る年金が少なくなります。

#### \* 若年者納付猶予制度

対象は20歳代で、本人・配偶者の所得で審査します。

### \*学生納付特例制度

対象は学生で、本人の所得で審査します。

上記の2つの制度は保険料の納付が猶予され、将来の年金額へは反映されません。

▶問合せ先 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線 115)

納付書、 口座振替など

●継続して年金天引き●とは、中央の決定した年間保険料額から、4今回決定した年間保険料額から、4●回決定した年間保険料額から、4・こなります。 新に、 て が 、 天 引 4

8月期から平成27年3月期まで納付

**☎**643・5

福岡県介護保険広域連合事業課<mark>問合せ先</mark>

あり をお願 保険料納付について、ご理解とご協力ていただく保険料で成り立つ制度です介護保険制度は、皆さんから納付し 税状況や、 昨年度の所得段階と変わることが沢況や、所得などに変動がある場合っ。ご本人や世帯の市町村民税の課 ます します (表参照)

▼納め忘れの時は ▼納め忘れの時は ・ は、特別な事情がな ・ は、介護サービス利用時の自己負担 ・ は、介護サービス利用時の自己負担 ・ は、特別な事情がな ・ は、特別な事情がな ・ は、特別な事情がな ・ は、特別な事情がな ・ は、特別な事情がな なく安心です ご活用ください

としされます。 書でお支払い、 または口

対

しります

護保

険料

0)

決定通知書を

年金天引きとなり 人、広域連合外の市町村から、一金天引きとなります。65歳にない。65歳にないまが、遺族年金を受給している人は、 座から引き落 。 65歳になっ ている人は、 障

# 平成26年度 介護保険料年間保険料額

などで、納付してくださ、。ので、それまでは納付書や口座振替年後に年金天引きが開始となります年

た人、

転

|   | 所得<br>段階 |       |             | 対 象 者                               | 計算方法                        | 年間<br>保険料額    |          |  |  |
|---|----------|-------|-------------|-------------------------------------|-----------------------------|---------------|----------|--|--|
|   | 1        |       | 保護受約<br>老齢福 | 给者<br>· 祉年金受給者                      | 基準額<br>× 0.5                | 26,336 円      |          |  |  |
|   | 2        | 世帯    | 公的年         | 金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人           | 基準額<br>× 0.5                | 26,336 円      |          |  |  |
|   | 特例割合     | 世帯非課税 |             | 金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120<br>下の人  | 基準額<br>× 0.7                | 36,870 円      |          |  |  |
| 3 |          |       | 公的年<br>人    | 金等収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える          | 基準額<br>× 0.75               | 39,503 円      |          |  |  |
|   | 特例割合     |       | 本人非課税       | 公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下<br>の人    | 基準額<br>× 0.92               | 48,457 円      |          |  |  |
| 4 |          |       |             | 公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円を超<br>える人 | 基準額                         | 52,671 円      |          |  |  |
|   | 5        |       |             | 合計所得金額が 125 万円未満の人                  | 基準額<br>× 1.18               | 62,152 円      |          |  |  |
|   | 6        |       | 世帯課部        | *                                   | 合計所得金額が 125 万円以上 190 万円未満の人 | 基準額<br>× 1.25 | 65,839 円 |  |  |
|   | 7        |       | 本人課税        | 合計所得金額が 190 万円以上 300 万円未満の人         | 基準額<br>× 1.5                | 79,007 円      |          |  |  |
|   | 8        |       | 19%         | 合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の人         | 基準額<br>× 1.75               | 92,174 円      |          |  |  |
|   | 9        |       |             | 合計所得金額が 400 万円以上の人                  | 基準額<br>× 2                  | 105,342 円     |          |  |  |

11 Sue Towns Magazine Sue Towns Magazine